

令和5年度青森県農作業安全運動推進計画

1 目的

農作業安全に対する意識向上と安全啓発を強化するとともに、国の農作業安全確認運動と連携の上、農業機械等の安全使用について注意を喚起し、農作業事故を未然に防止する。

2 重点期間

春季：令和5年4月1日（土）～令和5年5月31日（水）

秋季：令和5年8月15日（火）～令和5年10月31日（火）

3 本県の農作業事故の傾向（過去10年）

- ・死者数の約8割が65歳以上の高齢者である。
- ・乗用型トラクターによる事故が全体の約21パーセントと多い傾向。
- ・ほ場への出入りや傾斜地など危険箇所での機械の転落・転倒が多い。
- ・機械点検中や衣服等が機械に巻き込まれる事故が多い。
- ・機械作業中に機械と樹枝等の間に挟まれる事故が多い。
- ・はしごや脚立等を使用した高所からの転落事故が多い。

4 農業者等に対する推進事項

（1）共通事項

- ①機械操作や高所作業等においては、ヘルメットを着用する。
- ②携帯電話を所持するなど、家族等へすぐに連絡できるようにする。

（2）高齢者の事故防止

<本人の対応>

- ①加齢により心身機能が低下することを踏まえ、無理のない作業を行う。
- ②長時間の連続作業を避けて、必ず作業の合間に十分な休憩を取る。
- ③作業がきついと感じたら、無理せず受託組織等に委託する。
- ④一人での農作業は行わない。やむを得ず一人で作業する場合は、家族に作業場所や内容、帰宅時間等を告げてからにする。

<家族の対応>

- ①加齢による作業・判断能力低下の度合いにより、機械操作や危険作業を行わないよう促す。
- ②農作業で「ヒヤリ」や「ハッ」としたことなどを日頃から家族で話し合う。

<地域での取組>

- ①農作業安全講習会への参加や周りで起こった事故などについて話し合うことにより日常の農作業に潜む危険性を再認識する。
- ②地域のみんなで、「気を付けて」などの声かけをし合う。

(3) トラクターの事故防止

- ①安全フレーム、シートベルトの装着を推進する（国の農作業安全確認運動と連携した「乗用型トラクター運転時のシートベルト装着の効果」等の周知）。
- ②安全フレームが未装備のトラクターへのフレームの後付けを推進する。
- ③田や畑の出入りや畦畔を越えるとき、狭い道路や路肩が不明瞭な道路を通る時には、転倒・転落に注意する。
- ④追突事故防止のため、夕方は早めにライトを点灯し、トラクターや作業機が目立つ所に低速車マークや反射材を取り付け、他の自動車に注意を促す。
- ⑤移動や道路走行時には、必ず左右のブレーキペダルを調整した上で連結金具で止める。
- ⑥作業機を付けた状態で、公道走行する際の灯火器類の設置を働きかける。

(4) 機械による挟まれ事故の防止

- ①作業時に障害となる木や壁等がないか、園地環境の事前確認を徹底する。
- ②スピードプレーヤーではキャビン付きの機械使用を推進する。

(5) 機械への巻き込まれ事故の防止

- ①機械調整・点検、詰まり除去、洗浄時のエンジン停止を徹底する。
- ②服装を整え、機械に巻き込まれないように注意する。
- ③複数で機械作業を行う際は、声がけや合図を励行する。

(6) 高所作業中の事故防止

- ①高所での資材運搬や、ビニール等の開帳など後ろ向きで移動する作業は、周りの状況を確認し、身体の安定を保って行う。
- ②脚立を使用する時は、安定した場所に設置するとともに、転倒や過剰な開脚に注意し、開脚部を固定してから作業する。特に雨天で作業する際は、滑りやすいので注意する。
- ③脚立の天板に乗らないなど、本体表示をよく確認し、取扱上の注意事項を守る。
- ④高所作業台車を使用するときは、事前に園地環境と使用機械の危険性・特性をしっかりと把握する。

(7) その他安全な機械操作の促進等

- ①農業機械操作の基本に立ち返り、慣れによる油断からの事故を防止する。
- ②作業時には、他の作業や周辺にいる人に与える危険性を考慮に入れ、安全性が十分確保されているか注意を払う。
- ③機械を使用する前には、必ず取扱説明書を確認する。

(8) 健康管理の徹底

- ①健康診断等を定期的に受診し、健康管理に努める。
- ②体調不良時には、機械操作等を誤る危険性が高まるため、機械作業を避ける等の危険回避を徹底する。

- ③熱中症の予防のため、暑い時期の作業では、帽子の着用・涼しい服装での作業に加え、定期的な休息・給水を心がける。また、天気予報等を参考に暑い日や時間帯を避け、無理のない範囲で作業する（MAFFアプリ「熱中症警戒アラート」の周知）。

（9）GAPと併せた取組の推進

農作業事故等が発生すると、受傷した本人ばかりか、農業経営に重大な影響を及ぼすことから、GAP（農業生産工程管理）における農業者の労働安全確保（例：「危険箇所リスト」を作成し、農場内の関係者で共有するなど）を一体的に取り組むことに加え、万一の事故に備えて「労災保険」や「農機具共済」等の任意保険に加入するよう呼びかける。

5 関係機関等による推進事項

（1）県域段階

- ①国の「農作業安全確認運動」との連携
- ②農作業安全に関する指導者の育成
 - ア 国が主催する農作業安全に関するオンライン研修の受講による指導者の育成（対象者：普及指導員、JA営農指導員、農業機械整備士等）。
 - イ 国が主催する短期研修への派遣
- ③農作業安全講習会等の開催
 - ア 農作業安全講習会の開催（委託先：青森県農業機械協会）
講習会の内容：安全点検と防護装備、農業機械の安全操作方法
労働災害保証制度の概要、本県の農作業事故の状況等
 - イ 高齢農業者への安全啓発
 - ウ 高齢農業者が所有する農業機械の安全指導
（委託先：青森県農業機械協会）
 - エ 営農大学校における農業機械利用技術者研修の実施
- ④農作業安全に対する農業者の意識向上
対話型農作業安全研修ツールや農作業事故体験VR等を活用した双方向型研修会の開催
- ⑤農作業事故調査の実施
 - ア 青森県農作業事故調査
 - イ 農林水産省が実施する令和5年農作業事故調査（死亡個票調査）
 - ウ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施する農業機械（乗用トラクター、歩行用トラクター、刈払機）による事故詳細調査
 - エ 農林水産省が実施する農作業事故の情報収集（平成29年1月4日付け28生産第1512号農林水産省生産局長通知）
- ⑥農作業安全対策に関する情報発信
 - ア 農作業事故調査結果を活用した農業者への注意喚起
 - イ 農作業安全重点期間前の報道機関への情報提供

ウ 農事情報（ラジオ）、生産指導情報、チラシ、ホームページ、県広報誌等の活用による啓発

⑦農作業安全対策重点推進地域の設定

ア 令和5年度重点推進地域：中南地域

地区の事故状況	令和5年度の実施内容																								
<ul style="list-style-type: none"> ・過去5年間の農作業事故発生件数を市町村別に見ると、弘前市が最も多い。 ・農作業事故の発生報告が多かった市町村（過去5か年：平成30年から令和4年） <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><td>弘前市（中南）</td><td>19件</td></tr> <tr><td>十和田市（上北）</td><td>8件</td></tr> <tr><td>五所川原市（西北）</td><td>6件</td></tr> <tr><td>青森市（東青）</td><td>4件</td></tr> <tr><td>黒石市（中南）</td><td>4件</td></tr> <tr><td>平川市（中南）</td><td>3件</td></tr> <tr><td>五戸町（三八）</td><td>3件</td></tr> <tr><td>南部町（三八）</td><td>3件</td></tr> <tr><td>つがる市（西北）</td><td>3件</td></tr> <tr><td>板柳町（西北）</td><td>3件</td></tr> <tr><td>中泊町（西北）</td><td>3件</td></tr> <tr><td>六ヶ所村（上北）</td><td>3件</td></tr> </table>	弘前市（中南）	19件	十和田市（上北）	8件	五所川原市（西北）	6件	青森市（東青）	4件	黒石市（中南）	4件	平川市（中南）	3件	五戸町（三八）	3件	南部町（三八）	3件	つがる市（西北）	3件	板柳町（西北）	3件	中泊町（西北）	3件	六ヶ所村（上北）	3件	<ul style="list-style-type: none"> ・地域県民局による市町村、農協等と連携した農作業安全対策の推進 ・市町村、農協への安全啓発（広報紙等でのPR）の依頼 ・普及指導員等を対象とした研修への参加
弘前市（中南）	19件																								
十和田市（上北）	8件																								
五所川原市（西北）	6件																								
青森市（東青）	4件																								
黒石市（中南）	4件																								
平川市（中南）	3件																								
五戸町（三八）	3件																								
南部町（三八）	3件																								
つがる市（西北）	3件																								
板柳町（西北）	3件																								
中泊町（西北）	3件																								
六ヶ所村（上北）	3件																								

（2）各地域（地域県民局及び市町村・農協等）段階

- ①国の「農作業安全確認運動」への積極的な参加
- ②農作業安全の指導者として育成した普及指導員、JA営農指導員等による、農作業安全対策の普及に向けた取組の企画立案、農作業安全講習等の実施
- ③安全運動ポスターの掲示、チラシの配布、関係機関・団体の広報誌の活用等による事故防止の周知徹底
- ④地域県民局、市町村、農協等の地域巡回指導及び各種講習会での安全啓発
- ⑤各地域における事故発生状況の農業者への情報提供
- ⑥労災保険等各種災害補償制度への加入促進
- ⑦農作業安全に関する指導者向け研修等への積極的な参加
- ⑧多面的機能支払交付金の活動対象組織と連携した農作業安全の実施